

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
特殊寝台	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②原則として学齢児以上で、難病により、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
特殊マット (失禁マット)	①原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの ②原則として3歳以上で、難病により、寝たきりの状態にある者	失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	19,600	5年
特殊マット (じょくそう予防マット)	①原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) ③原則として3歳以上で、難病により、寝たきりの状態にある者	送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット又は水・エア・ゲル・シリコン・ウレタン等からなるマットであって、体圧分散効果のある全身性のマット	60,000	5年
特殊尿器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を有する者に限る。) ②原則として学齢児以上で、難病により、排尿に介助を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	60,000	5年
入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
体位変換器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) ②原則として学齢児以上で、難病により、寝たきりの状態にある者	介護者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
移動用リフト	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②原則として3歳以上で、難病により、下肢又は体幹機能に障害がある者	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	257,500	4年
訓練椅子	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年
訓練用ベッド	①原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②原則として3歳以上で、難病により、下肢又は体幹機能に障害がある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
入浴補助用具	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、下肢機能又は体幹機能の障害者(児)で、入浴に介助を必要とするもの ②原則として3歳以上で、難病により、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000	8年
便器	①原則として学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②原則として学齢期以上で、難病により、排せつに介助を要する者	手すりのついた腰かけ式のもの(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	16,500	8年
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障害3級以上のもの	T字状・棒状のつえ(ただし、補装具費の支給対象となるものを除く。)	(木材) 3,500 (軽金属) 4,300	3年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ②原則として3歳以上で、難病により、下肢が不自由な者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000	8年
頭部保護帽	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有し頻繁に転倒するもの ②知的障害者(児)で障害の程度が最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	18,000	3年
特殊便器	①原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ②原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、上肢機能に係る障害の程度が1級又は2級のもの ③原則として学齢児以上で、難病により、上肢機能に障害がある者	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200	8年
火災警報器	①身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの ②知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの ③精神保健福祉手帳の交付を受けた障害者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの (①②③のいずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000	8年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
自動消火装置	<p>①身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>②知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの</p> <p>③精神保健福祉手帳の交付を受けた障害者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(①②③のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>④難病により、火災発生の感知及び避難が著しく困難な状態にある者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るものであって、原則として火災警報器と一体として給付する。	28,700	8年
電磁調理器	<p>①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害又は上肢に係る障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの</p> <p>(①②のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>③18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの</p>	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
音響案内装置 (歩行時間延長信号機用 小型送信機)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(2級の者は、送信機のみに限る。)	携帯型の送信機が音又は振動を発生するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	(1級) 51,000 (2級) 7,000	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、腎臓機能障害等により、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜かん流療法による透析療法を行うものに限る。)	自己連続携帯式腹膜かん流療法による人工透析に使用する加温器で、透析液6本を同時に適温に加温し、かつ、保温できるもの	72,100	5年
ネブライザー (吸入器)	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害者(児)で医師意見書により必要と認められるもの ②原則として学齢児以上で、難病により、呼吸機能に障害のある者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5年
電気式たん吸引器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害者(児)で医師意見書により必要と認められるもの ②原則として学齢児以上で、難病により、呼吸機能に障害のある者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	56,400	5年
音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年
音声式体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
音声式血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①肢体不自由又は内部障害の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、医師意見書により必要と認められるもの ②難病により、医師意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	50,000	5年
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	285,000	5年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
情報・通信支援用具	上肢2級以上、言語、上肢複合障害2級以上又は視覚障害2級以上の者(文字を書くことが困難な者に限る。)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトであって、障害者(児)が容易に使用し得るもの	100,000	10年
点字ディスプレイ	18歳以上の、視覚障害2級以上の者又は視覚及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年
点字器	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	10,400	7年
点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(本人が就労若しくは就学をしており、又は就労が見込まれているものに限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100	5年
視覚障害者ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 又は ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	(録音再生) 85,000 (再生専用) 35,000	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	115,000	6年
視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
装着型視覚支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、市の指定する医療機関等において使用体験を行い、使用適性が認められたもの	身体に装着して、対象物の形態、色等を認識し、画像、音声等で視覚の補助を得られるものであって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	395,000	5年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
時計	中学生以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(音声式時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	(触読式) 10,300 (音声式) 13,300	10年
聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器(ファックス)であり障害者が容易に使用し得るもの	30,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	102,000 (テレビ内蔵型を給付する場合には、内蔵しない同機種のテレビとの差額分を給付対象とする。)	6年
人工喉頭(笛式)	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,300	5年
人工喉頭(電動式)	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で喉頭摘出者	顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72,200	5年
人工喉頭(埋込型用人工鼻)	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、喉頭を摘出し、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声のために容易に使用し得るもの。 基準額は月額とし、最大6か月分まで支給できる。	23,760 (1か月)	—
点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。) 自己負担額は点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。	点字図書の価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	—
ストマ装具(消化器系)	直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)でストマ造設者	皮膚保護剤及び袋を密着させるためのケア用品を含む。 基準額は月額とし、最大6か月分まで支給できる。	8,900 (1か月)	—
ストマ装具(尿路系)	膀胱機能障害による身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)でストマ造設者	皮膚保護剤及び袋を密着させるためのケア用品を含む。 基準額は月額とし、最大6か月分まで支給できる。	11,700 (1か月)	—

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
紙おむつ等(3歳以上)	<p>①脳性麻痺等おおむね3歳以前に発現した脳病変による運動機能障害(脳原性運動機能障害)で非進行性なものにより排尿又は排便の意思表示が困難な者</p> <p>②先天性鎖肛を除く先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害を有する者</p> <p>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する者</p> <p>④ストマ造設者であってストマ周辺の著しいびらんやストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者</p> <p>⑤原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの</p> <p>(上記①から⑤までのいずれかにより紙おむつを必要とする者)</p>	基準額は月額とし、最大6か月分まで支給できる。	12,000 (1か月)	—
収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、高度の排尿機能障害者	採尿袋(器)と蓄尿袋(器)で構成し、尿の逆流防止装置を備えたもの。装着して使用するもの	7,700	1年
浴槽 (湯沸器を含む。)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	91,000	8年
フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、聴覚、音声又は言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	来客や、電話・ファクシミリの着信を光で知らせる装置で、障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	10年
会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上のもの	職場や家庭等で、音声、会話・会議の内容を明瞭に聞くための装置で、障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	6年
携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	病院・銀行・ホテル・家庭などでの呼び出し等を送信機で合図するものであり、合図が視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年

日常生活用具 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

品目	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
ガス安全システム	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの(咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能に係る障害の程度が1級のもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
空気清浄機	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	20,000	6年
ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	120,000	6年